

協定名	湘南山手地区	協定区域	吉井4丁目、桜が丘1丁目	区画数	8 区画	面積	0. 16 ha
用途地域	第1種低層住居専用地域		防火地域	指定なし			
認可年月日	平成13年4月25日	期間	10年（以降自動更新）				

項目	制限内容
敷地	*住宅（長屋を含む）、共同住宅、診療所、集会所、公益上必要な建築物（法別表第2（い）項第9号に規定するもの）並びにこれらに附属する建築物
位置	*建築物の外壁またはこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は1m以上とする。ただし、外壁等の後退距離の限度に満たない距離にある建築物または建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1. 敷地境界線に面する外壁等の中心線の長さの合計が3m以下で、かつ、当該外壁等の敷地境界線からの後退距離が0. 5m以上であるもの。 2. 物置その他これに類する用途に供する附属建築物で、軒の高さが2. 3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの。 3. 附属建築物の自動車車庫で軒の高さが2. 3m以下で、かつ、床面積が7. 5平方メートル以内であるもの。
用途	*一戸建専用住宅（2世帯同居住宅及び物置、車庫等の附属建築物を含む。）
形態	*階数：2階以下（地階を除く） *地盤面からの軒の高さ：7m
緑化	*敷地面積の40%相当面積部分に緑化をしなければならない。（樹種については細則） 緑化面積の算定 高木（樹高3m以上）：10㎡ 中木（樹高1. 5m以上）：5㎡ 生垣（樹高0. 8m以上）：3㎡ 低木：表面をおおった面積
構造	
意匠	
設備	

※建築をされる方は 建築確認申請をする前に協定区域内の委員会と事前のお話し合いを行ってください。

建築協定区域には、協定を運営するための委員会が設置されています。

協定委員会の連絡先は建築指導課許認可係(046-822-8527)までお問合せください。